

一般社団法人

日台政策研究所会報

第2号

2021年

3月15日発行

目次

【研究論文】

台湾における公訴時効（訴追権時効）制度を規定する法律と法的効果の齟齬を補完する学説についての考察 高橋孝治 1

【研究ノート】

台湾先進デジタル医療のしくみ—コロナ禍で立ち遅れた日本の医療— 黒澤康雄 10

【連載】

いま振り返る「ひまわり学生運動」 その2 中澤信幸 25

【書籍紹介】

野島剛著『タイワニーズ～故郷喪失者の物語』 小川英郎 30

張麗卿主編『人工知能が法律に与えた衝撃（人工智慧與法律衝撃）』 松尾剛行 32

【活動報告】

2020年度 34

【会員紹介】

清水克之氏 35

【会員近況】

【事務連絡】

【編集後記】

【研究論文】

台湾における公訴時効（訴追権時効）制度を規定する法律と 法的効果の齟齬を補完する学説についての考察

高橋孝治

【要旨】

公訴時効制度とは、犯罪の発生から法定の一定期間が経過した場合、被疑者に対して起訴ができなくなるという制度である。日本においては、公訴時効制度は、刑事訴訟法上に規定され、伝統的に実体法説と訴訟法説で制度を正当化してきた。この理由としては、日本の公訴時効完成の効果は「免訴」であるにもかかわらず、公訴時効期間は、犯罪の軽重によって差異が設けられており、実体法的性質と訴訟法的性質双方を持ち合わせているためである。

翻って、台湾（中華民国）における訴追権時効制度（台湾では公訴時効制度は訴追権時効制度と呼ばれる）は、その法的効果が「免訴」という訴訟法的性質があるにもかかわらず、刑法という実体法上の制度となっている。この齟齬について台湾ではどのように理解されているのかを検討するのが本稿である。結論としては、台湾ではこの点が特に問題視されておらず、薛智仁の論を除けば検討すらされていないということを明らかにする。そして、その薛智仁の論も台湾法が近代法を放棄しているかのような論となっており、本稿は台湾法のこの点につき厳しく批判をしている。

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を意味し、初出にのみ付した。

1. はじめに

1. 1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から法定の一定期間が経過した場合、被疑者に対して起訴ができなくなるという制度である¹。公訴時効制度は、現在ほとんどの国で導入されており、「多くの国々で市民権を得た制度」と言われている²。日本においては、公訴時効制度は、刑事訴訟法（1948年（昭和23年）7月10日公布、昭和23年法律第131号、翌年1月1日施行。2020年5月29日最終改正、令和2年法律第33号、2022年（令和4年）11月28日施行予定。以下「日本刑訴法」という）に規定されており、同法第250条～第255条、第337条を根拠規定としている。

ところで、公訴時効制度はどのように正当化されるのかについては、議論に決着がついていない³。日本では伝統的に実体法説と訴訟法説で公訴時効制度を正当化してきた。実体法

¹ 渡辺直行『入門刑事訴訟法』（第2版）成文堂、2013年、133頁。池田修＝前田雅英『刑事訴訟法講義』（第5版）東京大学出版会、2014年、252頁。

² 道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」『關西大學法學論集』43巻5号、關西大学法学会、1994年、73頁。

³ 「公訴時効制度の制度趣旨」とか「立法目的」と呼ぶ論者もいるが、公訴時効制度はもともと制度があったところに、「どのようにこの制度を説明するか」と後からできたものであ

説とは、公訴時効制度を一定期間の経過により犯罪の違法性または可罰性が消滅する、もしくは応報感情が薄れ、刑罰が阻却されるとの学説で正当化するものである⁴。実体法説は、公訴時効制度を刑事実体法（刑法）上の制度として捉えるものである。すなわち、犯罪の違法性や可罰性が消滅するのであれば、その法的効果は「無罪」となるはずであり、刑法上の有罪無罪の判断に影響を与えるからである。これに対し、訴訟法説は、公訴時効制度を一定期間の経過により証拠が散逸し、真実の発見が困難になるということをもって正当化しようとする学説である⁵。訴訟法説は、有罪無罪の判断には踏み込まず、真実の発見が困難であるという理由をもって刑事訴訟を中止するものであり、公訴時効制度を明確に刑事訴訟法上の手続的制度と位置付けるものである。

また、実体法説と訴訟法説を合わせた混合説（競合説ともいう）や、1961年頃から主張され現在では通説的見解となっている公訴時効制度を「一定の期間訴追されていないという事実状態を尊重して、国家がもはやはじめから訴追権そのものを発動しない制度」と捉える新訴訟法説も存在する⁶。

ところで、先述の通り、実体法説に依れば公訴時効制度の法的効果は「無罪」でなければならないところ、日本における公訴時効制度の効果は「免訴」、すなわち有罪無罪の判断を裁判所が行わないというものである（日本刑訴法第337条）。さらに、実体法説は公訴時効制度を刑法上の制度と捉える学説であるが、日本では公訴時効制度は刑事訴訟法上の制度である。これらからすると、日本では訴訟法説を採用する方が適切であるように見える。しかし、公訴時効の期間は、犯罪の軽重によって異なっており（日本刑訴法第250条）、訴訟法説を採用した場合、なぜ犯罪の軽重により証拠の散逸期間が異なるのかという点につき説明ができない。犯罪の軽重に応じて公訴時効期間が異なることを論理的に説明するには、実体法説を採用して犯罪の違法性または可罰性が消滅する、もしくは応報感情が薄れるために必要な期間は犯罪の軽重に応じて異なるからと説明するしかない。

このように、日本では純粋な実体法説も純粋な訴訟法説も採ることができなかったのである。もっとも、このような学説上の議論をも厳密に行っているのは、日本だけと言えるかもしれない。例えば、台湾（国名としては「中華民国」。以下も「台湾」という）では公訴時効制度は訴追権時効〔追訴権時効〕という名称で刑法（1928年3月10日公布、同年9月1日施行。1935年1月1日全面改正、同年7月1日改正法施行。2020年1月15日最終改正・同日改正法施行。以下「台湾刑法」という）第80条～第85条および刑事訴訟法（1928

る（毎日新聞社会部『時効廃止論——「未解決」事件の被害者家族たち』毎日新聞社、2009年、124頁）。この歴史的経緯からすると、「公訴時効制度を正当化する学説」と呼ぶ方が適切であると言えよう。

⁴ 佐藤芳雄「公訴時効」『刑事法の諸問題Ⅲ（専修大学法学研究所紀要13）』専修大学法学研究所、1988年、103頁。白取祐司『刑事訴訟法』（第5版）日本評論社、2008年、223頁。田口守一『刑事訴訟法』弘文堂、2009年、178頁など。

⁵ 福井厚『刑事訴訟法』（第7版）有斐閣、2012年、224頁。白取祐司・前掲註(4)223～224頁。田口守一・前掲註(4)178頁。

⁶ 井戸田侃「公訴時効」『別冊ジュリスト（4）続学説展望』有斐閣、1955年、170頁。金山薫「公訴時効のあり方」『刑事訴訟法の理論と実務（別冊判例タイムズ7号）』判例タイムズ社、1980年、154～155頁。金子章「公訴時効制度の存在理由についての一考察——公訴時効制度の見直しをめぐる近時の議論を契機として——」『横浜国際経済法学』（19巻3号）、横浜国立大学横浜国際経済法学会、2011年、26頁。

年7月28日公布、同年9月1日施行。1935年1月1日全面改正、同年7月1日改正法施行。1967年1月28日再度の全面改正・同日改正法施行。2020年1月15日最終改正・同日改正法施行。以下「台湾刑訴法」という)第302条に規定されている(以下、台湾の公訴時効制度をいうときは「訴追権時効制度」とよぶことにする⁷⁾)。しかし、台湾においても訴追権時効の法的効果は「免訴」とされている(台湾刑訴法第302条)。

ここに、公訴時効制度全体の整合性を保つために公訴時効制度を正当化する学説を厳密に検討してきた日本の態度と比べると、台湾では刑法上の制度の法的効果が有罪・無罪ではなく訴訟法上の「免訴」となっており、その条文上の取扱いには大きな差異があることに気づく。では、このような台湾における訴追権時効の条文構成の齟齬について、学説は補完をしているのであろうか。本稿は、この点を検討するものである。

日本においては、比較法研究では、社会の差異を明らかにしたり、自国の法と社会の特殊性もしくは普遍性を明らかにするという自国のあり方を探求することを目的としている⁸⁾。しかし、台湾においては、外国の制度を紹介し、自国の制度改正の参考資料にするための研究というのもよく行われている⁹⁾。本稿は、この台湾でよく行われている研究手法を用いて、日本における公訴時効制度に対する学説の態度を素材に、台湾の訴追権時効制度に対する態度には何が足りないのかを見るものでもある。本稿が、台湾の方の目に触れ、台湾での議論の端緒となれば幸いである。

なお、本来、台湾における訴追権時効制度がどのような変遷をたどってきたのかについても触れるべきかもしれない。しかし、これについては日本語で既に高橋孝治「台湾における公訴時効(訴追権時効)制度を正当化する学説に関する考察」(『世界平和研究』(227号)世界平和教授アカデミー、2020年、69～81頁収録)71～74頁が詳細に述べているので本稿からは割愛する。

1. 2. 先行研究の検討

本稿は、台湾刑法上の制度である以上、その法的効果は「無罪」でなければならないはずの訴追権時効の効果が台湾刑訴法により「免訴」とされている齟齬につき、台湾でどのように理解され、学説を用いてどのようにその齟齬の穴埋めを行っているのかを検討することがその目的の一部にある。しかし、残念ながらこの点につき言及している研究は、薛智仁「刑

⁷⁾ 台湾においては、検察官が被疑者に対して刑事訴訟を提起する「公訴」の他に、犯罪被害者が直接被疑者に直接刑事訴訟を提起する「自訴」という方法も認められている(蔡秀卿＝王泰升(編著)『台湾法入門』法律文化社、2016年、190頁。朱石炎『刑事訴訟法論』(修訂7版)台湾・三民書局、2017年、453頁)。そして、自訴も時効の対象となるため、台湾においては「『公訴』時効制度」と呼ぶことは適切ではないのである。

⁸⁾ 大木雅夫『比較法講義』東京大学出版会、1992年、75頁。廣渡清吾『法システムⅡ：比較法社会論——日本とドイツを中心に』放送大学教育振興会、2007年、2～3頁。

⁹⁾ 例えば、黄銘傑「日本著作権法制發展特色及對我國著作権法未來發發之啓示」(『智慧財產權月刊』(88期)台湾・經濟部智慧財產局、2006年)6頁、林希彦「從日本專利無効審判制度探討我國舉發制度之修正」(『智慧財產權月刊』(107期)台湾・經濟部智慧財產局、2011年)73頁、王欽彦「生命侵害之損害賠償——日本法之借鑑」(『静宜法學』(6期)台湾・静宜大學法律學系暨研究所、2017年)245頁など。もっとも、大木雅夫・前掲註(8)75頁は、比較法(外国法研究)は、ある時代には立法を補助するために用いられ、他の時代には法の發展法則の認識を目的としたとも述べている。

事訴追権時効の理論的根拠、法的性質および法的効果〔刑事追訴時効之理論根據、法律性質及法律効果〕(『中研院法學期刊』(12期)台湾・中央研究院法學研究所、2013年、263～324頁収録。以下「薛智仁論文」という) くらいしかない。

そもそも、訴追権時効制度についての研究ですら、台湾では陳涵「訴追権時効を論ず〔論追訴権時効〕」(鄭玉波(總主編)『刑法總則論文選輯(下)(法學論文選輯8)』台湾・五南圖書出版、1984年、1079～1088頁収録)、陳健發「刑法における訴追権時効の研究〔刑法追訴権時効之研究〕」(『警學叢刊』(4号)台湾・中央警察大學警學叢刊雜誌社、1971年、83～84頁収録)、張麗卿「新刑法における時効規定の沿革と評釈〔新刑法時効規定之沿革與評析〕」

(『月旦法學雜誌』(128期)台湾・元照出版、2005年、142～157頁収録)、柯耀程「刑罰権時効を論ず〔論刑罰権時効〕」(『軍法專刊』(58卷3期)台湾・軍法專刊社、2012年、149～166頁収録)、李進榮「刑事訴追権時効の検討——公務員の収賄罪を例にして〔刑事追訴権時効検討——以公務員收賄罪為例〕」(『法學叢刊』(65卷1期)台湾・法學叢刊雜誌社、2020年、51～78頁収録) くらいしか存在しない。むしろ、訴追権時効制度は刑法上の制度であり、台湾の刑法書では必ず言及されているものの、研究の対象とはなっていないようである。また、日本語で台湾の訴追権時効制度について検討した先行研究は、高橋孝治「台湾における公訴時効(訴追権時効)制度を正当化する学説に関する考察」(『世界平和研究』(227号)世界平和教授アカデミー、2020年、69～81頁収録) しか存在しない。しかも、ここで見た先行研究は薛智仁論文を除き、どれも訴追権時効制度を研究対象とした研究であるというだけであり、本稿が行おうとしている研究とは直接の関係はない。

以上のことから、本稿が行おうとする検討は、必然的に薛智仁論文の内容を評釈しようとするものとなる。そのため、本稿にとっては、薛智仁論文は非常に重要な先行研究であり、この内容は2. 1. で確認することとする。

2. 台湾における訴追権時効制度に関する学説

2. 1. 薛智仁論文における台湾における訴追権時効制度を規定する法律に関する理解

本稿が行う検討に近い先行研究は、薛智仁論文しかないとして1. 2. では述べた。ここでは、薛智仁論文の内容を確認しておく。

薛智仁論文は、まず台湾における訴追権時効の効果は、「免訴判決」であり、「無罪判決」ではないと述べ以下のように続ける(291頁)。もし一般的な見方からこれを見れば、実体法(刑法)は国家の刑罰権の範囲を決めるもので、訴訟法(刑事訴訟法)は、国家の刑罰権をどのように実現するかについて定めたものである。すなわち、免訴の法的効果は、訴追権時効が完成した場合、国家が犯罪を訴追することを止め、その行為を犯罪であるか否か評価せず、国家の刑罰権がそこにあるかも判断しない。これは一般的な実体法と訴訟法の理解であり、この点から疑いようもなく(訴追時効制度は)訴訟法上の規定であり、実体法上の制度ではない(291頁)。しかし、同時に実体法と訴訟法を分ける基準は今なお明確には存在しないと述べ(298頁)、訴追権時効制度には実体法的性質と訴訟法的性質双方があると述べている(299頁)。

そして、薛智仁論文は、訴追権時効制度に実体法的性質と訴訟法的性質の双方が混在しているわけではなく、一側面を語るときは実体法的性質があり、別の側面を語るときは訴訟法的性質があると述べている(300頁)。さらに、科刑の際には法院(日本でいう「裁判所」)は訴追権時効が完成した事件か否かを調査し、訴追権時効が完成した事件については刑罰を

科すことはできないのみならず、他の犯罪に刑罰を加重するための要素とすることもできないと述べる（316頁）。

2. 2. 薛智仁論文の内容の検討

2. 1. で薛智仁論文が述べている内容を確認したわけだが、残念ながら本稿が行いたい検討、すなわち「免訴」の効果を得る制度がなぜ刑事訴訟法ではなく刑法に規定されているのかという点を指摘し、それを解決するための学説は直接的には述べられていなかった。この問題を解決する可能性のある言及としては、「訴追権時効制度には実体法的性質と訴訟法的性質双方があり、しかもそれが「混在しているわけではなく、一側面を語る時は実体法的性質があり、別の側面を語る時は訴訟法的性質がある」とする「学説」というよりは「説明」があるだけであった。しかし、これは日本の公訴時効制度において、法的効果については訴訟法的性質があり、公訴時効期間が犯罪の軽重に応じて異なる点については実体法的性質があるという点についても説明できるものの、訴追時効制度を規定する法律と法的効果に齟齬がある点を補完しきれていない。訴追権時効制度に実体法的性質と訴訟法的性質の双方があったとしても、なぜ訴追権時効制度の根拠が台湾刑法に規定されつつも、その効果が免訴となっているのかについて説明できないからである。

結局、薛智仁論文は、本稿が行いたい「免訴」の効果を持つ制度がなぜ刑法に規定されているのかという問題については近いことは述べているものの、台湾では直接的には指摘もされていないし、これを解決するための訴追権時効制度の捉え方に関する学説などは提唱されていないということになる。

しかし、それでも薛智仁論文は、「実体法と訴訟法を分ける基準は今なお明確には存在しない」と述べ、この問題を解決する糸口を与えている。実体法と訴訟法を分ける基準が明確に存在せず、実体法にも訴訟法的要素があり、また訴訟法にも実体法的要素が入り込んでいるとするならば、『免訴』の効果を持つ制度がなぜ刑法に規定されているのか」という問題を検討すること自体が無意味なものになる。

しかし、近代法においては「法とその目的との……関係、すなわち法は目的から生ずるが、その効力は目的に依存しないということは、実体法と手続法との関係においてもまたあてはまる。訴訟法は実体法の実現を助けるという目的に奉仕すべきである」とか¹⁰、「法を社会生活の形式と見るならば、『形式法』とよばれる訴訟法はまさにこの形式のそのまた形式である」と言われており¹¹、実体法と手続法の境目は存在する。むしろ、この境目が存在しないとしてしまう発想は、中華人民共和国（以下「中国」という）の法の発想に近いといえる。中国においては、実体法と手続法をはじめとする近代法では明確に境界が存在する概念に相対的区別はあるものの、その境界は曖昧で相互乗り入れが可能であり、その差異は単なる濃淡の差に過ぎず、グラデーションのようにつながっていると指摘されている（「グラデーション的法文化」と呼ばれる）¹²。このため、中国においても公訴時効制度（中国では訴

¹⁰ ラートブルフ（田中耕太郎（訳））『法哲学（ラートブルフ著作集第1巻）』東京大学出版会、1961年、363頁。

¹¹ ラートブルフ（碧海純一（訳））『法学入門（ラートブルフ著作集第3巻）』（改訂）東京大学出版会、1968年、204頁。

¹² 鈴木賢「中国法の思考様式——グラデーション的法文化——」アジア法学会（編）、安田

追時効制度〔追訴時効制度〕と呼ばれている)は、原則としては刑法に規定があり、その効果は刑事訴訟法に規定され、「審理中止」となっている。この点、中国と台湾は訴追権時効制度(訴追時効制度)を規定する法律の構成は同じなのであるが、実体法と手続法を明確に分けるといふ近代法の理論を受け入れているかに大きな違いがある。

これまで台湾ではグラデーショナル的法文化は確認できず、対立する概念を明確に分けてきた¹³。しかし、台湾でも訴追権時効制度に着目すればグラデーショナル的法文化が確認できると言えるのかもしれない。

2. 3. 薛智仁論文を概観して——中間的考察

薛智仁論文を概観して明らかになったことは、台湾においても、法的効果が「免訴」である訴追権時効制度がなぜか台湾刑法に規定されていることについては直接の疑問は持たれていない、もしくは疑問は持たれているのかもしれないがそれを解決しようとする研究成果は発表されていない。しかし、薛智仁論文はその点を何とか埋めようとしているのであるが、「実体法と訴訟法を分ける基準は今なお明確には存在しない」との説明に留まり、直接的解決を行う学説ではない。

もっとも、薛智仁論文による説明を用いれば、訴訟法上の制度が実体法(刑法)上に規定されても問題ないのであり、法的効果が「免訴」である訴追権時効制度が台湾刑法に規定されているということの問題とすること自体に意味がないことになる。しかし、この学説を受け入れることは台湾法が自ら近代法の導入を拒絶するということであり、中国の法と実は同質のものであったことを認めることにもつながると言える。

3. 台湾における訴追権時効制度の立法過程とその後の理解

3. 1. 台湾における訴追権時効制度の立法過程

なぜ、訴追権時効制度は台湾刑法上に規定されているのであろうか。台湾刑法の始まりは、中国の中華民国期の刑法である(そのため、台湾刑法は1928年3月10日公布となっている)。中国の中華民国期においては、袁世凱による北洋政府の「暫行新刑律」(1912年4月30日公布・施行)や後に台湾刑法となる「中華民国刑法」(1928年3月10日公布、同年9月1日施行)があった。そして、中華民国刑法を含む南京国民政府の法全般は、清朝末期から始まった法制改革を継受し、他国のさらなる新法の立法例を吸収したものであったと言われている¹⁴。

そして、当時、多くの日本人が中国の立法に協力をしていた。その中でも、当時の中国に渡り刑法や刑事訴訟法を伝えた日本人の岡田朝太郎は、公訴時効制度は犯罪が存在するか否かを定めるため、刑法上に定められるべきで、日本が公訴時効制度を刑事訴訟法に規定し

信之=孝忠延夫(編集代表)『アジア法研究の新たな地平』成文堂、2006年、329頁。

¹³ 高橋孝治「日本語の『罰金』と中国語の『罰款』の訳についての考察——日中台の刑事法基礎理論の視点から——」『LAW AND PRACTICE』(11号)早稲田大学法科大学院、2017年、155頁。

¹⁴ 王立民(主編)『中国法制史』中国・北京大学出版社、2008年、321頁、342頁。周少元『中国近代刑法的肇端——《欽定大清刑律》』中国・商務印書館、2012年、5頁257頁。曹全来『中国近代法制史教程(1901-1949)』中国・商務印書館、2012年、230~232頁。

たことは誤りであると考えており¹⁵、中国刑法草案では公訴時効制度を刑法に規定する方法を採用するとまで述べたという¹⁶。むろん、中華民国期の中国で、訴追権時効制度が刑法上に規定された理由は、これだけではなく、ドイツなども公訴時効制度を刑法上の制度としていたためでもあろう。しかし、このような中国に伝わった様々な意見や要素によって訴追権時効制度は刑法上の制度になったのであろう。なお、この時の岡田の考えは「公訴時効制度は犯罪が存在するか否かを定めるため、刑法上に定められるべき」というものであったが、この考え方であれば、訴追権時効制度の効果は「無罪」でなければならない。しかし、その点までは考慮されることなく、効果に関する規定も制定されていったものと考えられる。

結局のところ、訴追権時効制度が刑法上の制度でありながら、その効果が「免訴」である理由は、中国の清末法制改革まで遡り、その時、訴追権時効制度を規定する法律とその効果に実は齟齬があるということ指摘する者がおらず、無批判に外国の制度を受け入れたためという側面があったことに帰着するであろう。

3. 2. その後の台湾での理解

3. 1. では台湾が「免訴」という訴訟法上の効果を持つ訴追権時効制度を刑法上の制度としていることについての源流を探った。それではその後、台湾は「免訴」という訴訟法上の効果を持つ訴追権時効制度を刑法上の制度としていることにつきどのように理解しているのだろうか。

台湾においては、訴追権時効制度は、科刑に対する制限の一種であり、刑法中に規定する手法が世界の多数を占めていると肯定的に理解されている¹⁷。しかし、「科刑に対する制限の一種」というのは、犯罪があっても、刑が科されないということであり、これは「免訴」と同じ意味である。その意味では、訴追権時効制度の効果は「的確」に述べていると言える。しかし、一方で、台湾刑法第23条に規定されている正当防衛については、科刑の免除ではなく、犯罪の不成立が効果であると考えられている¹⁸。正当防衛に着目すれば、やはり台湾刑法においても刑法上の制度は犯罪の成否を判断するものなのである。ここに台湾刑法上の制度は、科刑への制限だったり、犯罪の成否であったりとその効果が一定していないことになる。

また、ここで問題となるのは、訴追権時効を刑法に規定する手法が世界の多数を占めているという点から肯定的に理解し、世界の多勢の効果は、無罪なのか免訴なのかを全く見当していないことである。確かにドイツ連邦共和国においても、公訴時効制度は刑法に規定されつつも、その効果は訴訟権の消滅とされており¹⁹、「免訴」という訴訟法上の効果を持つ訴

¹⁵ 岡田朝太郎『刑法講義 總論』明治大學出版部、1906年、291頁。岡田朝太郎（口述）（熊元翰（編）、張勇紅（点校）『刑法総則（清末民国法律史料叢刊・京師法律学堂筆記）』中国・上海人民出版社、2013年、216～217頁（1925年に安徽法学社から出版された京師法律学堂での講義録の復刻版）。

¹⁶ 岡田朝太郎（口述）・前掲註(15)217頁。

¹⁷ 劉清景（主編）『新編 刑事法規 判例 解釋 決議 全集』台湾・大偉書局、1988年、3-129頁。

¹⁸ 余振華『刑法總論』（修訂3版）台湾・三民書局、2017年、226頁。

¹⁹ 加藤克佳＝辻本典央（共訳）「ヴェルナー・ポイルケ著『ドイツ刑事訴訟法』(5)」『近畿大学法学』（63巻2号）近畿大学法学会、2015年、61頁。加藤克佳＝辻本典央（共訳）「ヴ

追権時効制度を刑法上の制度としていることは台湾だけの問題ではない。しかし、こと台湾においては、この点を解決しようとする試みが薛智仁論文によって行われたものの、結局「実体法と訴訟法を分ける基準は今なお明確には存在（せず）……訴追権時効制度には実体法的性質と訴訟法的性質双方がある」と説明している。これは薛智仁が述べているのみであるが、中国に対して指摘されているグラデーショナル的法文化が台湾でも認められるとも言えるべき論であり、中国の中華民国期を源流に持つ台湾法でこのような説明がなされている点は重大であると言える。

日本は公訴時効制度の効果が「免訴」であることを理由に、実体法説のみで公訴時効制度を正当化することを避けてきた経緯がある。すると、日本だけが制度全体の整合性にこだわって学説を構築するということであり、台湾をはじめとして「免訴」という訴訟法上の効果を持つ訴追権時効制度を刑法上の制度としている国では、このような点にはこだわっていないのかもしれない。以上のようにも言えるのであるが、この薛智仁論文の説明方法につき中国法的発想をもって説明していると指摘をした点が、本稿の中国法・台湾法研究の立場からの意義の一つと言えよう。

3. 3. 台湾における訴追権時効制度の立法過程とその後の理解を概観して——中間的考察

台湾刑法の源流を遡ると、訴追権時効制度の効果を「免訴」としつつも刑法上の規定としたのは中国の清末法制改革まで遡ることができる。そのため、訴追権時効制度の規定が台湾刑法に置かれている理由は、外国の制度を無批判に取り入れ、その時、訴追権時効制度を規定する法律とその効果に実は齟齬があるということを指摘する者がいなかったためではないかと本稿は指摘した。

そして、その後においても、台湾のような規定の仕方が世界の多勢であったことから、何ら疑問を持たれることはなかったということなのであろう。そして、この点、実体法と訴訟法の効果を明確に分けようとする考えを持つのは日本くらいのものである可能性も指摘した。

しかし、少数派であるからといってそれで是認されるべきものでもない。刑事法において実体法（刑法）の効果は有罪無罪の判断であり、訴訟法（刑事訴訟法）の効果は訴訟をどのように行うか（すなわち「免訴」の効果を含む）とすることは近代刑事法の要請である。しかし、少なくとも台湾ではそのことは気にかけていないということである。

4. おわりに

本稿では、日本が公訴時効制度を正当化する学説に純粋な実体法説をしてこなかったことを契機として、刑事法の実体法と訴訟法の効果に着目して台湾では「免訴」という訴訟法上の効果を持つ訴追権時効制度を刑法上の制度としていることについて、どのように考えられているのかを検討してきた。その結果、特に問題視されておらず、薛智仁論文を除けば検討すらされていないという現状を明らかにした。

もっとも、これにある程度の解決を与えるであろう説明として、薛智仁論文では「実体法と訴訟法を分ける基準は今なお明確には存在しない」としていた。確かにこのように捉えれ

エルナー・ボイルケ著『ドイツ刑事訴訟法』（8・完）『近畿大学法学』（64巻2号）近畿大学法学会、2016年、118頁。

ば、2. 2. で述べたように、本稿が指摘した問題は議論する意義を失う。しかし、それは同時に近代法の拒絶であるとも2. 2. では指摘した。本稿が指摘した問題に直接解決を与える学説を提示できないのであれば、せめて「台湾の訴追権時効制度を規定する法律には誤りがある。訴追権時効制度を台湾刑訴法に移動させるか、訴追権時効制度の効果を無罪にするよう法改正を求める」という論があつてしかるべきである。しかし、そのような論も挙がっていない。

2. 2. で述べたように、台湾ではこれまでグラデーショナル的法文化は確認されていなかった。ここで安易に「実体法と訴訟法を分ける基準は今なお明確には存在しない」とするのではなく、また、世界の多勢に迎合することなく、今後台湾には訴追権時効制度を規定する法律について厳密に検討をしてほしいと願う。

なお、最後に公訴時効制度なり訴追権時効制度を刑法上に規定する実務的意義について述べてみたい。刑法とは、犯罪のカタログと呼ばれており、市民が「ここに規定されている行為以外なら罰されない」と行動の基準にするものでもある²⁰。その意味で、刑法に公訴時効制度（訴追権時効制度）を規定すれば、刑法のみを確認するだけでどのような行動をすれば罰されないのか、また犯罪と認定されるべき行為を行ってしまってもどのくらいの期間を置けば罰されることがないのかを知ることができ、市民の行動の保障という点では合理性がある。しかし、これはあくまで実務上の利点に過ぎないのであって、この点を強調するのであれば理論的には、やはり公訴時効制度（訴追権時効制度）の効果は刑法上の「無罪」とするべきであろう。

²⁰ 山川一陽＝船山泰範[ほか]『法学入門』（第2版）弘文堂、2000年、3頁。

【研究ノート】

台湾先進デジタル医療のしくみ —コロナ禍で立ち遅れた日本の医療—

黒澤康雄

デジタル先進国台湾を見よ

日本および世界は未曾有のコロナ感染に見舞われ、第三波が猛威を振るう中2021年が明けた。コロナ禍にあって、世界から賞賛されたのが台湾の感染対策である。

台湾の感染者は累計828人で、このうち733人が海外からの持込み症例。死者はわずか7人である(2021年1月9日現在)。しかも台湾の経済成長率の見通しはプラス2.5%で感染予防と経済運営を見事に実現している。世界から注目され絶賛されたのがマスク需給管理とその成功である。台湾のマスク供給は国民健康保険証カードの提示の義務化と全民情報データベースの活用によって迅速正確に供給され全国民の期待に応えた。

感染の防止はまず第一にマスクの着用が必須であるが、去年の春日本ではマスク需要が切迫する中コンビニ薬局の店頭から使い捨てマスクが姿を消し、一時パニック状況となった。もとよりマスクは中国が製造の中心で、日本は中国から輸入すれば製品供給に全く問題はないと政府が広報したが、国内に出回ることなく品薄となりマスク価格は高騰した。中国では国内の感染拡大のため政府がマスク備蓄を指導し国内配布が優先され、日本に輸出されない状況が続いた。非常時に海外物資の輸入にすぎり、日本の安全保障がもろくも瓦解する事例のひとつとなった。

周回遅れどころか世界14位

日本では行政と医療サービスの周回遅れを取り戻すべく、政府は2021年によりやくデジタル庁を設置する予定。政府の電子化の取り組み状況は周回遅れどころか、国連による「政府の電子化開発の指標調査」(E-Government Development Index :EGDI))によると、日本の順位は2020年になんと世界14位である。そして2018年の10位から2020年に14位に下降しているという。

例えばマラソンで人間はあまりに遅れてしまうと走ることを放棄する場合もある。生命をなくし健康を損なう災禍の中では私達が希望を持つことさえ難しい。

国連が発信しているE-Government Development Index (EGDI) 日本のランキングは2020年で下降

2016年	2018年	2020年
第1位 英国	第1位 デンマーク	第1位 デンマーク
第2位 オーストラリア	第2位 オーストラリア	第2位 韓国
第3位 韓国	第3位 韓国	第3位 エストニア
第4位 シンガポール	第4位 英国	第4位 フィンランド
第5位 フィンランド	第5位 スウェーデン	第5位 オーストラリア
⋮	⋮	⋮
第11位 日本	第10位 日本	第14位 日本

Source: United Nations Department of Economic and Social Affairs (国連経済社会司), "UN E-Government Knowledgebase", 2020

(出典 ガードナー・ジャパン)

追い抜く気概こそ必要

筆者は後藤新平顕彰会で新平の業績研究をしてきた。新平はその昔22万人を超える日清戦争帰還兵の伝染病(コレラ、チフス、天然痘)検疫事業を、不眠不休でわずか3ヵ月で成し遂げた実践者であった(下図参照)。実践者として心から尊敬している。この度のコロナ感染拡大により、国内のマスコミで後藤新平の防疫事蹟が大きく紹介された。



後藤新平



児玉源太郎の指示、北里柴三郎の協力によって伝染病防疫事業を完遂

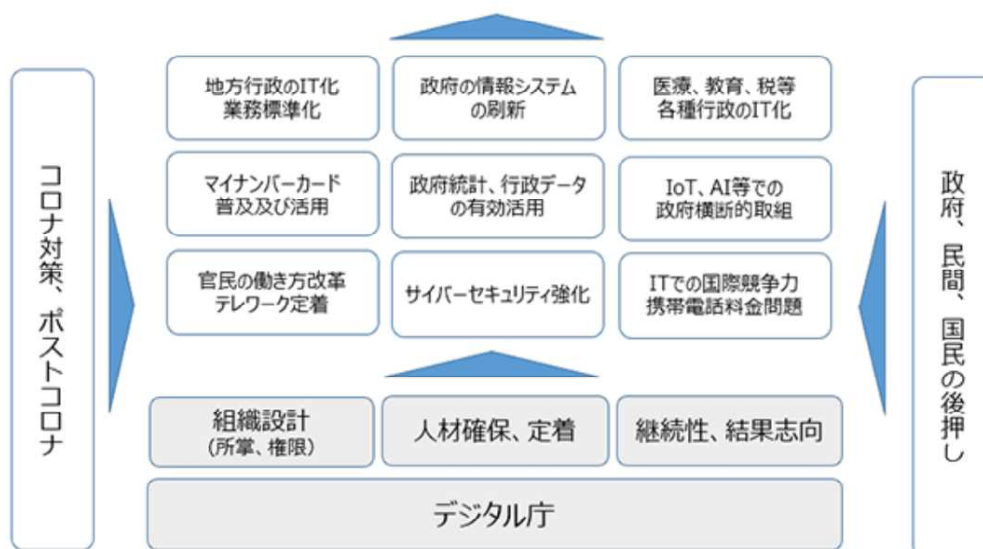
(出典 後藤新平記念館)

振り返ると開国した明治の指導者達は、欧米と比べ立ち遅れている日本の国力を増強し(生産、経済、軍事、金融など富国強兵政策の実行)、欧米諸国に追い付くこと政策運営の第一義とした。感染症対策、防疫分野も欧米諸国に劣ってはならず一流国にするという気概が後藤新平をつき動かした。防疫で成功した日本は当時の独ウィルヘルムII世から賞賛もされた。立ち遅れを取り戻した証明である。コロナ感染対策で後手後手と言われる現在の日本に気概ある実践者が欠落しているのではないのか。1000人の評論家より1人の実行者が必要であろう。

周回遅れであってもコロナ感染を粘り強く乗り越え、医療や行政サービスの遅延や劣化の猛省から設置されるデジタル庁による『行政と医療サービスのデジタル基盤づくり』を確実に構築する必要がある(下図の青色わく参照)。国民の生命身体が掛かっている以

上マラソンのように途中離脱など許されない。国民の生命や健康を失ってさえ実現できなければそれこそ国の崩壊である。私はそこを危惧している。

国民、企業の目に見えるITによる成果（スピード、コスト、行政の質）



デジタル庁のさまざまな業務改革テーマ（青色枠にコロナ対策を含む）

（出典 内閣府「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」）

なぜ台湾は成功したのか

なぜ台湾はコロナ感染拡大を防ぐことに成功したのか。その第一の要因は2020年1月12日に衛生福利部疾病管制署（＝厚生省CDC）が2人の防疫専門家を中国武漢に派遣し、現地調査によってSARS同様ヒトからヒトへの感染があるという確証を得て、迅速な防疫体制の緊急構築を決議した。日本は習近平主席の来日受入れや東京オリンピック開催是非の判断にもたつき、入国制限措置や緊急事態宣言が遅れた。その間に国内で感染が拡大した。金魚鉢に毒薬が回ってからの解毒はもはやできないのである。台湾は国内で感染が拡散する手前の1月末、中央流行疫情指揮中心（Central Epidemic Command Center: CECC）が渡航者の全面入国禁止を毅然と実施した事である（初動の水際作戦の成功）。

年 月	台 湾	日 本
2019年12月30日	中国武漢李文亮医師が未知ウイルスの注意喚起	
12月31日	武漢市が27例の未知ウイルス感染を発表	
2020年 1月 2日	台湾衛生福祉部疾病管制署が専門家会議を開催	
1月12～14日	武漢に防疫医師2名を派遣、調査 ヒトからヒトへの感染を確認	
1月22日	武漢の団体客 台湾への入国禁止	
1月23日	武漢の旅行者 入国禁止	

1月26日	湖北省「在住の中国人」 入国禁止	
2月 1日		湖北省「滞在歴のある外国人」 入国禁止
2月 3日	マスク在庫購買システムが稼働	ダイヤモンドプリンセス号 横浜入港
2月 6日	すべての中国人 入国禁止	
2月 7日	14日以内の中国滞在歴のある外国人 入国禁止	
2月13日		浙江省「滞在歴のある外国人」 入国禁止
3月 9日		中国全土からの 入国禁止

水際作戦から見た台湾と日本の政府対応の違い

第二要因はマスク需要がひっ迫し市中での買い占めパニックを予防し、国民に平等にマスクを全国流通させるため、政府がマスク購入時の全民健康保険ICカードの提示を義務化し、マスクの店頭在庫の有無と国民の購買枚数をデータ管理する情報システムを構築し実施したことである。

このマスク在庫購買システムは2020年1月に緊急でデジタル大臣オードリー・タン氏(デジタル担当政務委員)を中心につくられ、2月3日から稼働した。なんという迅速な政府決定であったことか。これは2002年11月の中国広東省発症のSARS(重症急性呼吸器症候群)の災禍を忘れることなく貴重な教訓として活かしたことも遠因である。

市民がマスクを買い上げる時、全民健康保険証ICカードをコンビニや薬局で提示して読み取りしてから販売される。

買い占め防止のため購買枚数は3枚までとされ、個人が何枚購入したかを、全民健康保険証ICカードから衛生福祉部がもつ国民データベースを参照して把握される(マスク配布枚数はその後変化した)。購入管理と枚数管理は、全民健康保険証ICカードと国民データベースの照合によって実現された。さらに国内6,000ヶ所のマスク販売拠点の在庫状況を3分ごとにデータを更新し、国民が購入するとき店頭のマスクが有るか無いかを確認できる「マスク地図アプリ」を作成し、マスク入手困難によるトラブルや店舗の品切れを予防することに成功した。

国家緊急事態にあたり私権を抑えて公共の利益確保を選択したのである。「市場原理にただ任せれば社会が崩壊する」ことを、また金魚鉢に毒が入ってからの予防はできないことを台湾政府は先回りして理解していたと思う。その理解が政府の政策決断のスピードを決定づけたと思う。日本のように市中の需給に任せっぱなし。需要と供給のチカラ関係だけに頼った日本のマスクパニックを思い起こすにつけその差にガク然としてしまう。

以上、全国をネットワークしたマスク需給管理システムの真の成功要因は、下記の二点に集約されよう。どちらも日本では成し遂げられていないインフラ基盤である。マイナンバーカード利用も情報ネットワークの連携利用は「これからの予定」となっている。日本は独立独歩、孤高の精神でなく台湾の成功体験を素直に学ぶ必要がある。

①全民健康保険 IC カードの採用 ㊟

②全民医療データベースの構築

㊟ このICカードは全国で外来・診察・薬局で共通に利用できるもの。病院の診察カードではない



左から行政副院長の陳其邁氏、蔡英文総統、中央流行疫情指揮中心 (CECC) 指揮官の陳時中氏 (2020年2月)

「Wikipedia 台湾における新型コロナウイルス感染症の流行状況」

台湾の全民健康保険証ICカードは2003年に導入を決定し、2004年に加入率99%を達成した。1人ひとりの医療／保険情報を記録する全民医療データベースは2001年にすでに完成していた。

台湾デジタル大臣の力量だけでマスク需要供給管理が成し遂げられたとの日本のマスコミ論調も見られたが、決してスーパーマンが居ただけからだけではない。それまでのデータベース構築・利用とICカードの提示義務化が基盤となっている。



全民健康保險証カード(ICカード)の格納情報は下記の通りである。4つのデータセクションに分かれている。

①基本情報セクション

基本情報: 氏名、識別番号、生年月日、カード番号

②保険情報セクション

保険情報: 保険料率、診療コスト、自己負担減免率

セキュリティデータ: 電子証明書等

③医療記録セクション

診療記録: 受診記録(6世代の受診記録)

受診日、医療機関ID、医師資格ID、病名、処方、

予防・健診情報等

診療データ: 診療行為(処方、処置、手順等)

慢性病(糖尿病、高血圧など)処方

主な検査記録(CT、MRIなど)

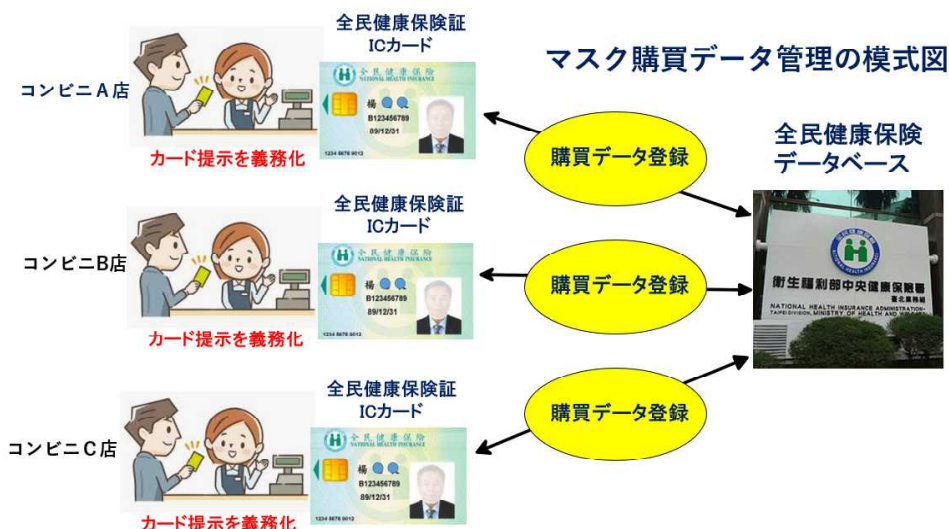
薬アレルギー

公衆衛生情報: 予防接種、臓器提供、DNR

④内部管理セクション

中央健康保険署が内部で管理するデータ

(格納情報は2015年資料による)



台湾政府のマスク対策会議では、マスク買い占めを防止し平等に国民に3枚ずつ配布できるように、全民健康保険ICカードの提示を義務化し、個人をデータで特定してから販売をすることを決定した。コンビニや薬局で誰かがマスクを購入すると、その情報が台湾衛生福利部(厚生省)の個人別データベースに即時に送られ更新される。別のコンビニや薬局で購買するとき、3枚まで購入枚数が管理され公平さを確保する仕組みになっている。

「もう購入しているので、これ以上は購入できない」という情報が伝達されなければ、複数店舗で購入する人が出て不平等である。個々の枚数管理を実現するために、現金支払いの全民健康保険ICカードだけでなく、利便性を高めるためクレジットカードや「悠遊カード」(Suicaと同じ非接触ICカード)でも決済できるようにした。これらの方法で、誰がマスクを購入したかを確実に把握することができ買い占めパニックが防止できたのである。

台湾の先進デジタル医療の実際

マスク需給管理にとどまらず台湾では病院での診療、検査、手術、投薬にこの全民健康保険証ICカードと全民情報データベースが全面的に利用されている。今から18年前、台湾では2003年に全民健康保険証ICカードの導入が決められ、翌2004年に国民に配布され、その年の加入率は99%を達成した。日本のマイナンバーカードに該当するが、マイナンバーカードと医療情報との連携は「これから」である。2004年に配布済とこれから始まると日本では「周回遅れ」にも当てはまらないであろう。

デジタル医療制度の特徴は

台湾の先進デジタル医療制度の仕組みについて、また医療現場での保険証とデータベースの利用状況について、2015年に衛生福祉部(厚生省)、国立病院、大学/民間病院などを視察調査した。それら9つの特徴と写真・図表を下記にまとめた。

日本では常に欧米に眼を向け、その医療制度の研究を長年取り組み、アジアのそれらを顧みることとはなかった。コロナ禍を乗り越えた台湾の先進的デジタル医療制度の研究と導入を真剣に行うべきである。手本は隣国にある。

- ・台湾衛生福祉部(厚生省)情報管理部
- ・国立台湾大学医学部附属病院
- ・台湾医学大学附属病院
- ・衛生福祉部附属台北病院
- ・彰化基督教病院

(次頁の写真はすべて筆者撮影)



衛生福祉部ビル(2013年竣工)



国立台湾大学医学部付属病院



衛生福祉部付属台北病院(新竹市)



彰化基督教病院(彰化市)



全民健康保険データベースの解説(彰化基督教病院にて)



特徴① 医療保険制度改革に早くから取り組み、ひとつに統合させた

国民皆保険を国が1995年に導入した時点で、いくつかの医療保険組織を見直し国家の意志で2003年にひとつに統合した。この制度は全国民に平等な医療アクセスを提供するために、台湾に戸籍をもつ国民全員が強制加入する制度である。2004年末に全国民の加入率99%をカバーした。残り1%の未加入は留学生などである。

衛生福祉部によると、高い加入率は日本統治時代からつづく正確な戸籍調査が基本にあり、国民が認識し政府への信頼度を物語るという説明があった。



(出典 衛生福利部情報管理部)

1995年レセプトの電子化(オンライン化)制度を導入

2001年全民健康保險ネットワークシステム導入

2003年に全民健康保險証ICカードの導入決定



全民健康保險証加入率99.9% カード読取り端末の全国設置率 99.6%

医師身分証カード普及率91.87% ⇐ 医師も身分証が必要

・1950年 5月	労働保険(=労工保険)を導入
・1958年 1月	公務員保険を導入
・1985年10月	農民保険を導入
・1990年	低収入戸保険（低収入世帯向けの保険）を導入
・1995年 3月	全民健康保険制度を導入（強制加入） 全民健康保険証カード(紙)の配布スタート レセプトのオンライン化を開始し、約1年間で普及率約9割を達成
・2001年 1月	全民健康保険ネットワークシステムを導入
・2002年	総額予算支払制度を導入 ⇒ 医療費の支出抑制の効果
・2003年	全民健康保険証(ICカード)の導入決定
・2004年 4月	全国に全民健康保険証カード(IC)を配布 ⇒ 現在その加入率は国民の99%に達する
・2010年	診断群別包括払い制度(DRG)を導入

台湾の医療保険制度の発達一覧

特徴② 政府が医療機関へのIT化施策を強力に推進している

衛生福祉部主導で医療機関へのIT化政策を既にまとめて実施している。またIT投資の大半を政府が負担し、協力した医療機関にはインセンティブ支援をしている。

医療機関へのIT化施策(3つの柱)

① E-Hospital : イーホスピタル

E = Electronic、病院でのコンピュータ技術活用を推進すること

② M-Hospital : エムホスピタル

M = Mobile、携帯端末の病院での積極利用を推進すること

③ U-Hospital : ユビキタスホスピタル

U = Ubiquitous、ユビキタス、つまり何時でも誰でも

どこからでも医療を受けられる体制の実現

なぜユビキタスホスピタルを目指すのか？

⇒緊急医療対策や患者高齢化対策のために採用した

特徴③ 全民健康保険証ICカードを発行

2003年に「全民健康保険制度」(National Health Insurance:略称NHI)が決定され、2004年に全民健康保険証ICカードが配布された。この全民健康保険証の番号は、身分証番号および運転免許証番号とおなじ番号体系が採用されている。3つとも同じであるため違うカードからデータ検索可能である。日本では健康保険証番号、運転免許証番号、マイナンバーとも全く違う番号であり、相互にデータ検索する場合はマイナンバーが橋渡し番号になりこれを經由してデータ検索される予定。

台湾では 全民健康保険証番号
身分証番号
運転免許証番号
とも同一番号である。



全民健康保険証
E 220376404 (英1桁・数9桁)
男性:1 女性:2
外国人: 0
县市町村識別区分文字
(A: 台北市... E: 高雄市)

身分証
国民電子保険証番号
E 220376404
身分証書番号
E 220376404

運転免許証
運転免許証番号
E 220376404

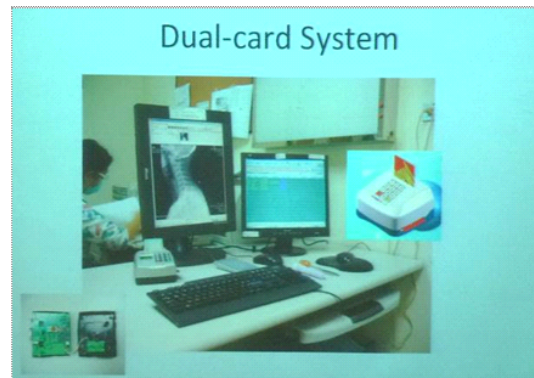
氏名・住所・生年月日は個人情報なので表示を削除



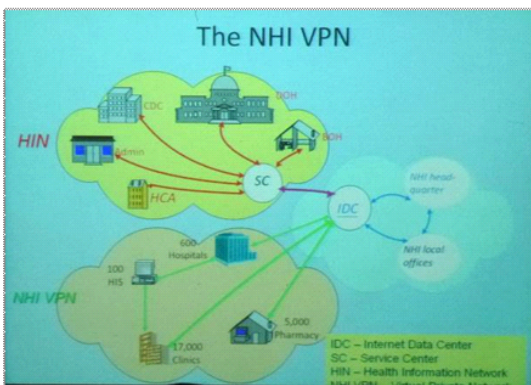
診察室に置かれた保険証カード端末 (彰化基督教病院にて)



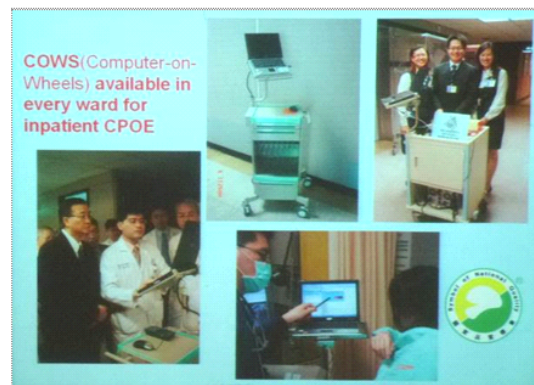
左: 医師本人の身分証カード 右: 国民所有のICカード



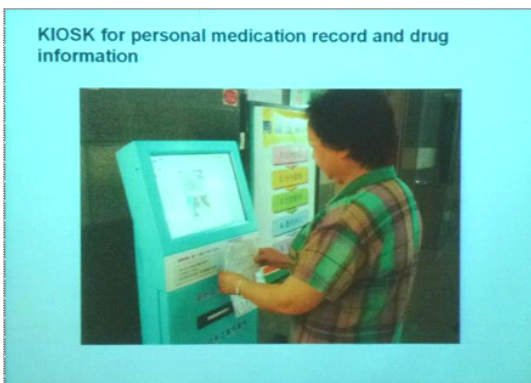
医師の診察デスク、赤丸がカード読取装置



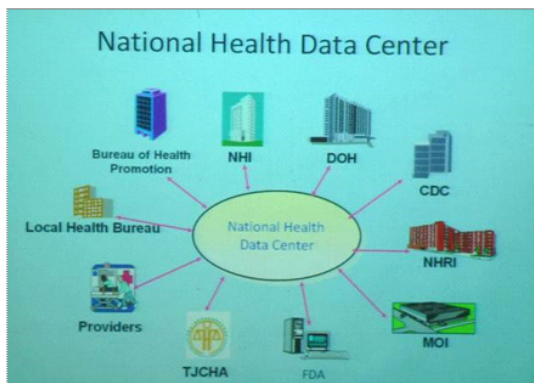
国民健康保険情報ネットワーク模式図



病棟モバイルカートの利用例



キヨスク端末による処方箋と診療情報のアクセス



衛生署内に医療保険データベースセンターを設置

(出典 国立台湾大学医学部附属病院)



診療室でのカード端末機の利用方法（国立台湾大学付属病院）

全国どこの病院でも国民保険証カードと医師身分証カードで診療記録、投薬記録が閲覧可能。患者の過去からの身体検査、診療データは診察室コンピュータに一覧で呼び出され、スムーズな診療ができる。二重三重検査は不要で国全体で膨大な医療費の削減に寄与。患者情報を守るため、医師独断でなく「患者の同意」にもとづき両者のカード挿入で閲覧可能としている。医師は診療開始時に自分の身分証カードを1回セットする。出入れ操作は一日一回のみである。



病院ロビーでも保険証カードから個人の診療・処方データを自分で閲覧できる。別途印刷も可能（彰化基督教病院にて）

特徴④ 政府が医療情報を電子記録化、データベース化している

台湾衛生福利部が、法律により国民の医療情報を収集し、統合データベースを構築し運用管理している。医療情報とは、診察、検査、治療、投薬、保険支払い等の患者情報である。全台湾の病院・診療所はこれら医療情報をネットワークで衛生福祉部に送信する。

特徴⑤ 電子カルテのデータ書式を統一し共通利用している

それまで医療機関ごとにバラバラだったカルテ書式を4つのデータ書式(=フォーマット)に統一し利

用している。4つの書式とは、外来、血液検査、画像診断、退院入退院手続の書式である。日本では書式は様々で共通化利用はできない。

特徴⑥ IT導入による事務コストの削減と無駄な医療費支出を防止

政府の医療機関へのIT投資支援による事務コスト削減を追求している。また全民健康保険証の利用状況を把握し、国民の不必要な多重多頻度の病院利用を抑制し、国全体の無駄な医療費を抑制している。この制度は、外来患者数に応じて診察料を変える仕組みである。つまり患者数が多ければ診察料を低減し、少なければ診察料を増額している。

特徴⑦ 患者別診療・治療データを評価分析に活用、災害時の即時対応に利用

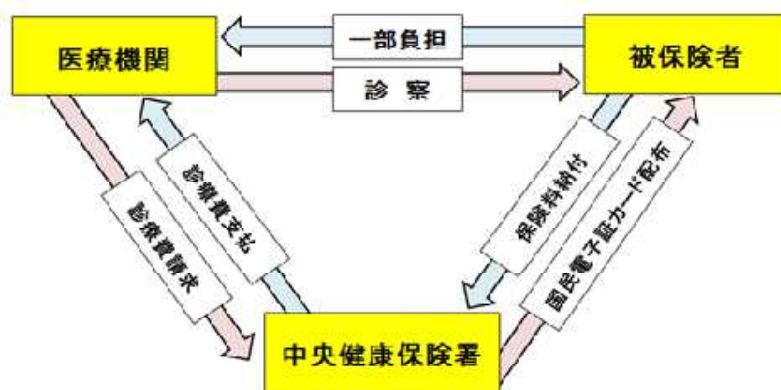
各医療機関は台湾衛生福利部に患者別診療治療データを24時間以内に送信する法規制が集められたデータは衛生福祉部で最大12時間以内に評価分析される。仮に特定の地域で特定疾患(伝染病、SARS等)が増加すれば、行政側がハイリスクアプローチを行い、パンデミックの防衛手段として利用している。

特徴⑧ レセプト請求の電子化(レセプトオンライン化)

1995年に全民健康保険が導入された時点で、医療機関から中央健康保険署(支払基金に相当)へのレセプト請求の電子化が実施され、1年間で普及率約9割を達成した。レセプト請求の電子化は、2006年に99.98%で、現在100%実施されている。また行政側がデータ分析に活用している。一方2019年現在、日本の電子化率は約5割といわれている。

特徴⑨ 単一支払者制度(Single-payer)を導入

全民健康保険制度は、日本の健康保険制度と似ているが、日本のように社会保険、国民保険のように複数でなく保険者は政府のみ単一である。診療報酬の請求支払については、衛生福祉部傘下の「中央健康保険署」(下図参照、日本の社会保険診療報酬支払基金に該当)で一元管理して運営している。



被保険者、医療機関、中央健康保険署 3 者の関係図

特徴⑩ 国民の健康維持は負担でなく財産

政府は国民の健康維持を国にとって「負担」ではなく「財産」なのだと理解している。医療や介護の財源を削減せず、医療現場は過剰な負担を強いられるはならない。国民の命を大切にするというコンセプトを堅持している。

参考資料) 「台湾衛生福祉部情報管理部」資料

参考資料) 「台湾中央健康保険署」資料

参考資料) 「台湾ビジネスガイド(2017年1月現在)」(勤業衆信会計事務所)

参考資料) 「中華民国人口統計年鑑」

参考資料) 「海外邦人医療基金(JOMF)」資料

黒澤康雄(くろさわ・やすお)

東京医療保健大学医療保健学部客員教授。趣味は旅行、登山、秘湯巡り、仏像鑑賞。好きな格言は後藤新平の「人の下は金を残す、人の中は仕事を残す、人の上は人を残す」。前職は経済産業省外郭の一般財団法人流通システム開発センターで医療機器・医薬品業界、加工食品業界の情報化、標準化活動のため研究開発を行った。1999年から2018年まで20年間にわたり米国・欧州・アジアの医療分野の法規制、医療機器/医薬品製造業界のデジタル化の動向を継続調査した。

【連載】

いま振り返る「ひまわり学生運動」 その2

中澤信幸

台湾人意識

このような学生運動が盛り上がった背景として、やはり学生たちの「台湾人意識」を指摘しないわけにはいかない。

「サービス貿易協定」は中国との経済交流をより促進させるものであるが、そこにはもともと中国との「統一」志向が強い国民党の意図が働いている、という見方がなされてきた。学生たちは、そこに敏感に反応したのである。

学生たちのスローガンの中には、しばしば「私たちは中国人ではない、台湾人だ」というものが見られた。学生たちは経済的に中国に飲み込まれることを恐れていたのに加えて、自分たちが中国人と見なされることに嫌悪感を抱いていたのである。

学生たちのこの「台湾人意識」については、民進党政権時代（2000～2008年）に始められた「郷土教育」の影響を考慮しなければならないであろう。民進党はどちらかと言えば「台湾独立」志向が強い。陳水扁が総統になってからは、その意識を少しずつ教育現場にも取り入れた。

それまでの国民党政権時代の教育では、台湾は「中国の一部」であり、台湾人もまた「中国人」であった。歴史といえば「中国の歴史」、国語といえば「中国語」（北京語）。学校で台湾語や客家語を話すことは許されなかった。

それが民進党政権になって、「郷土教育」というものが行われるようになった。すなわち、ここで台湾の言語、歴史、地理、社会などを学ぶようになったのである。大人たちの学生時代にはなかった教育を、今の学生たちは受けているのだ。それが、学生たちの「台湾人意識」を培ったという見方もできよう。

なお、学生たちはヒマワリの花とともに、「中華民国」の国旗（青天白日満地紅旗）も掲げていた。が、よく見ると、その国旗は逆さまである。学生たちは国旗をわざと逆さまにしているのである。彼らは台湾のことは好きだが、「中華民国」は好きではないことに、注意する必要がある。



中華統一促進党

3月30日の大集会の成功で、学生たちの運動が支持を広げる中、「悪役」が登場した。翌31日に「中華統一促進党」という団体が、2,000人を引き連れて立法院に乗り込むと宣言したのである。

この団体はその名の通り、台湾と中国との早期統一を標榜している。実はこの団体のトップである張安楽は、「白狼」と呼ばれるれっきとした台湾マフィアである。学生運動開始からすでに2週間経過したこの時期の登場に、「政権側が糸を引いているのではないか」という憶測も流れた。国民的支持を集める学生たちに、脅しをかけているというのである。

かくして4月1日に「白狼」こと張安楽の集団が現れた。が、不測の事態を恐れた警察側が、彼らの立法院接近を阻止した。さすがにマフィアとなると、警察も放置はできない。立法院に近付こうとする「白狼」たちと警察官たちがもみ合い、周辺は一時騒然となった。

そのような中で、張安楽はマイクを握って学生たちを口汚くののしった。そして学生たちをさげすんで、「お前たちは中国人ではない！」と言いつつ放った。これに対し、周囲の学生たちは一斉に「そうだ、私たちは台湾人だ！」と返したのである。

王金平との会談

このような騒ぎもあったが、立法院周辺はおおむね平静であった。これに対し、政権側も少しずつ歩み寄りを見せていた。馬英九総統も一定の譲歩案を示したが、学生側がそれを受け入れるには至らなかった。

4月6日、王金平立法院長が立法院を訪れた。学生運動開始から20日間が経過していた。そこで「兩岸協議監督条例」の立法化が完了するまでは、「サービス貿易協定」に関する与野党協議を行わないことを表明した。

そして議場に入り、占拠している学生たちをねぎらい、退去するよう呼びかけた。学生たちは答えを保留したが、その後王金平の提案を受け入れることにした。林飛帆は「現段階での任務は達成した」とし、4月10日に立法院から退去することを表明した。

権力争い

学生運動がここまで長引いた理由として、政権側が結束して対応できなかったことが挙げられる。その背景には、馬英九総統と王金平立法院長との権力争いがあった。

もともとはこの二人が国民党を引っ張り、2008年には政権奪回に成功した。が、2013年に「九月政争」と呼ばれる権力争いが勃発する。王金平が検察に対して「口利き」行為を行ったことが問題視されたのだが、馬英九はそれをテコに、王金平の追い落としを謀った。国民党主席でもある馬英九が、王金平の党籍を奪おうとしたのである。党籍がなくなれば立法委員ではいられなくなり、立法院長の地位も喪失する。

が、これには無理があった。そもそも「口利き」行為が違法かどうかさえ、はっきりしていないのである。結局裁判所から仮差し止め命令が下り、王金平の地位は守られた。馬英九の戦略は失敗したのである。それ以来、この二人は「微妙な関係」となっていた。

今回の学生たちによる立法院占拠が起きると、馬英九総統は立法院長と行政院長に対策会議の開催を呼びかけた。しかし王金平立法院長は「これは立法院の問題である」とし、総統府側の介入を拒否した。（一方「立法院は警察の管轄外である」として、警察による強

制排除も否定している。)

最終的に王金平は妥協案を取りまとめ、学生たちに退去を決意させることに成功したが、ここまでに20日間も要してしまった。1990年の「野百合学運」が6日間で収束したのに比べて、あまりにも時間がかかり過ぎた。「歴史」を語るのに「～たら」「～れば」は禁物と言うが、もし政権側が最初から結束して対応していれば、今回の学生運動はもっと早く解決したのではないか。

野百合学運

ちなみに1990年の「野百合学運」は、当時の学生たちがいわゆる「万年議員」たちを批判し、国会改革を求めて起こしたものである。

3月16日に学生たちが中正紀念堂前広場で座り込みを始め、その後それを支持する民衆が続々と集まり、広場を埋め尽くした。これに対し、当時の李登輝総統は3月21日に学生代表と面会し、国会改革を約束。翌日には学生たちは運動終結を宣言し、解散した。

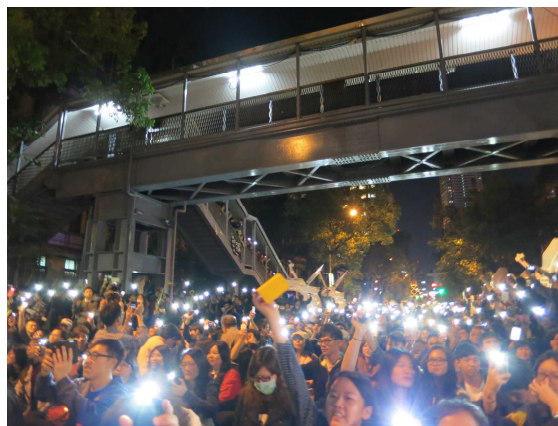
この学生運動は「三月学運」、また「野百合学運」と呼ばれている。当時の学生たちがユリの花をシンボルとしたからである。

なお、今回の「太陽花学運」に際して、李登輝元総統が国を憂える学生たちを思って涙し、馬英九総統に学生と話し合うよう呼びかけたことが報じられた。

フィナーレ

立法院退去が決まると、議場を占拠していた学生たちは「後片付け」を始めた。それまでも整然とした行動が評価されてきた学生たちであったが、この議場を掃除する姿が報じられると、ますます好印象を持たれるようになった。一方、「まだ戦いを続けるべきである」と主張する学生たちもいて、順調に退去が進むかどうか不安視する向きもあった。警察は学生たちが退去するのを見届け、その後交通整理を行うと発表した。

そして4月10日、学生たちは退去した。議場は一部で壊れたものはあるものの、ほぼ元通りに戻された。議長席には小槌が戻され、それとともに王金平立法院長に宛てた手紙が置かれた。立法院周辺の路上ではセレモニーが準備され、中にいた学生たちを出迎えようと大勢の人が集まった。



かくして午後6時過ぎ、ヒマワリの花を手にした学生たちが外に出てくると、群衆から歓声が沸き起こり、学生たちはマスコミのカメラに囲まれた。その後特設ステージでは、学生たちや支援していた大学教授たちが、喜びと感謝の言葉を述べた。特に議場内で「脇役」に徹していた学生たちが、喜びを爆発させていたのが印象的だった。

午後8時半ごろ、この学生運動のテーマソング「島嶼天光」（この島の夜明け）の大合唱が行われた。人々はみな携帯電話のライトを光らせることで、即席のイルミネーションを作り出した。それを高々と突き上げ、左右に振りながら合唱。感動的なフィナーレを演出した。そして立法院周辺を埋め尽くしていた群集は解散した。

その後

4月10日の午後9時ごろには、立法院周辺を埋め尽くしていた群集は解散したが、その後も立法院前に居座る人たちがいた。その様子はテレビでも放映された。名目は「政権側との約束は信用できない」というものであるが、何となく「祭り」が終わってまだ帰りたくない人たちの集団のようにも見えた。とはいえ、これもいつまでも許されるものではない。11日には立法院での会議を再開させる必要もあった。

結局、11日の早朝に残った民衆たちは警察によって排除された。行政院での強制排除で批判が集まっただけに、警察の行動は全般的に慎重だった。しかし、この時も結局ケガ人が一人出た。これが残された群集たちに火をつけてしまった。11日の夕方に、担当していた警察署「中正一分局」に1,000人ほどが集まり、朝方の警察の排除に抗議したのである。

群集は大声で叫び続け、玄関に出てきた方仰寧局長をつるし上げた。それに対し、方仰寧の対応は冷静だった。暴力的な排除は一切行わず、拡声器でひたすら群集を説得し続けた。結果として、「乱暴な民衆に冷静に対処する局長」と映った。ここでの群集の行動は人々の支持を得られず、一方警察には同情も寄せられた。

その後群集は立法院前へと移動し居座ったが、12日朝には散り散りになってしまった。もともとが「お祭り騒ぎ」の延長のような行動であり、統率もまったく取れていなかった。これは当然の結末であろう。

立法院を占拠した学生たちは、その統率された行動により、国民的な支持を集めるに至った。しかしながら議場退去後に起こった騒動により、この学生運動自体も少しだけ後味の悪い結末となってしまった。

台湾人の包容力

さて、今回の学生運動で注目したいのは、台湾の大人たちの対応である。学生たちの必死の行動は、台湾の多くの人たちの共感呼んだ。しかし、一歩間違えれば「違法行為」としてつぶされてもおかしくはなかった。が、台湾の大人たちは立法院占拠という少々乱暴な行為には目をつぶり、学生たちの将来を憂える心を尊重した。私はここに台湾人の包容力を感じずにはいられない。

今回の学生運動が始まると、医師、弁護士、そして大学教授たちが学生を支援した。いずれも社会のエリートとされる人たちが、このような「違法行為」とも受け取られかねない学生運動に真っ先に駆けつけたことに、私は驚いた。

これが日本だったら、はたしてどうだったろうか？

私自身、日本では大学の教壇に立つ者であるが、もし自分の学生がこのような運動に参加したら、どう対応したのだろうか？はたして、台湾の大学の先生方のように、学生の運動を温かく見守り、支援することができただろうか？それよりも、自分の保身を優先していたのではないだろうか？台湾の大学教授たちの行動を見て、こう自問自答せずにはられない。

乱暴な行為は確かに良くない。しかし、その背景にある学生たちの心を尊重し、受け入れる。この台湾の大人たちの包容力は、実は日本人が忘れてしまった、あるいは失ってしまったものではないだろうか。

成熟した民主国家

なお、ここで政権側の対応についても言及しておきたい。確かにこの学生運動に対する政権側の対応は鈍かった。しかし、一方で乱暴な行動は極力避けていたように思う。行政院占拠の時には強制排除を行ったが、幸い死者が出るほどではなかった。

台湾ではかつて「二二八事件」と呼ばれる、政権側による悲惨な殺戮が行われた。だから、また昔のような弾圧が行われるのではないかと、内心少し恐れていた。(現在でも、国によってはこのような弾圧はいくらでも行われている。)

が、今回の政権側の比較的冷静な対応は、台湾が今や言論の自由のある、成熟した民主国家となったことを、内外に示したのである。



* * * * *

私自身は、この学生運動が行われた24日間で、計5回立法院に足を運んだ。実は最初は、「何かすごいことをやっているな、見に行ってみるか」という気持ちだった。つまり「やじ馬」である。

が、立法院へ足を運ぶたびに、周りの台湾人からは「台湾のことを思ってくれてるんだね、ありがとう」と言われる。私はだんだん気恥ずかしくなってきた。最初の「やじ馬根性」を反省し、学生たちを、そして台湾人たちを応援する気になっていったのであった。

(完)

【書籍紹介1】

野嶋剛著『タイワニーズ 故郷喪失者の物語』

小学館、2018年刊

小川英郎

二重投稿につき本文を削除しました

30～31頁

【書籍紹介 2】



主編：張麗卿
『人工智慧與法律衝擊』
(人工知能が法律に与えた衝撃)

元照出版社、2020 年刊
中国語（繁体字）、定価：480 元

桃尾・松尾・難波法律事務所
パートナー弁護士 松尾剛行¹

1 はじめに

東京の企業法務系法律事務所において中華圏を対象とする「中国チーム」の担当パートナーとして、そして、日本と中華圏の比較法を研究する北京大学法学博士・慶應義塾大学講師（非常勤）として²として、台湾とは様々なご縁を頂いている。特に、AI 法の研究業績³をご評価頂き、財団法人人工知能法律国際研究ファウンデーション（財団法人人工智慧法律国際研究基金會）には、2018 年末及び 2019 年末に第 1 回及び第 2 回の AI 法に関する国際学術研究大会（人工智慧與法律国際學術研討會）にご招聘頂き、第 1 回は「日本における AI・ロボットと法規範-AI ネットワーク社会推進会議のガイドライン案を中心に」及び「日本における AI・ロボットと法規範-自動運転を中心に」、第 2 回は「日本における電子人（デジタルパーソン）に関する法律問題の検討状況」という、合計 3 回の発表をさせて頂くと共に、台湾並びに各国及び地域の AI に関する一流の研究者及び実務家と交流させて頂く機会を頂戴した。

2 本書の紹介

本書は、第 1 回 AI 法に関する国際学術研究大会における各発表者の発表内容を元に、当該研究大会の質疑や、その後の研究成果を踏まえて、更に深化させた論文を集めたものであり、2020 年 4 月に台湾において最も有名な法律出版社の 1 つである元照出版社から公刊された⁴。

本書は、AI と社会、日独及び大陸との国際比較法研究、民法、刑法等の個別法への AI の影響、AI の法律実務における応用等の様々な分野に関する学術論文が集積されており、一

¹ 弁護士（第一東京弁護士会）・NY 州弁護士

² 主な業績としては、陳興良原著松尾剛行他訳『中国刑法の新展開』（2020 年、成文堂）、田中信行編（松尾剛行共著）『入門中国法（第 2 版）』（2019 年、弘文堂）、別所直哉編著（松尾剛行共著）『ICT・AI 時代の個人情報保護』（2020 年、きんざい）等。

³ 例えば、ウゴ・パガロ原著『ロボット法』（2018 年、勁草書房）、松尾剛行『AI・HR テック対応人事労務情報管理の理論と実務』（2019 年、弘文堂）等。

⁴ <http://www.angle.com.tw/book.asp?BKID=11843>

冊で台湾における AI 法の最新状況を「一読了解」することができる。本書の主編は、台湾の東海大学法律学院において刑事法を研究されており、諸外国の法制度にも造詣が深い張麗卿教授（財団法人人工知能法律国際研究ファウンデーションの執行長）が務められている。

本書の具体的な内容を一部ご紹介すると、例えば、張教授が執筆した、「台湾の AI 新法-無人機科学技術イノベーション新実験条例（臺灣人工智慧新法案——無人載具科技創新實驗條例）」においては、台湾があえて「自動運転車」や「ドローン」といった個別の応用例ごとの法制度を制定するのではなく「無人機（無人載具）」を広範に対象とした法令（自動運転車やドローン以外に、例えば、自動運航船、無人潜水艦等も対象となる）を制定したことが、台湾における AI 技術発展推進に対して積極的意義を有することが論じられている。日本の読者としても、台湾が AI をめぐる問題にどのように対応しているのかを理解する上で、必読の論文といえるだろう。

そして本書に寄稿させて頂いた「AI 及びロボットに関する日本の法規制」は、上記の「日本における AI・ロボットと法規範-AI ネットワーク社会推進会議のガイドライン案を中心に」及び「日本における AI・ロボットと法規範-自動運転を中心に」を元に大幅に改稿したものである。すなわち、2018 年末において台湾で発表した時点では、例えば自動運転に関する限り、法改正の議論は進んでいたものの、まだ改正まではされていない状況であり、第 1 回 AI 法に関する国際学術研究大会では、そのような改正に向けて動いている状況を報告したに留まった。その後、本書への寄稿に向けた論文化の途中である 2019 年 5 月に、道路交通法・道路運送車両法が改正され、法制度の面からも自動運転を推進することとなった⁵。このように、2018 年末における発表後に大きく変わった日本の AI に関する法制度を、可能な範囲でフォローさせて頂いた。

3 おわりに

日々変化する新しい分野を実務及び学問研究のフィールドとしていることから、「(日台を含む) 全世界が同時に新たな挑戦に直面する」という状況が頻繁に発生する。これは本書がテーマとする AI と法について特に顕著である。AI と法についても、それ以外の分野についても、日台間の更なる学術交流の進展が期待される中、本書の刊行が、少しでも積極的な意義を有するのであれば幸いである。

以上

⁵ 加藤伸樹・大島義則・松尾剛行「コネクテッドカー・自動運転車（自動走行車）とデータに関する法律問題の検討」自動車技術 74 巻 5 号 55 頁等参照。

【活動報告】

2019～2020年度

2021年

- 1月9日(土) 第7回セミナー(オンライン)：台湾高速鉄道の建設と運営
- ・台湾高速鉄道の建設と運営——NHKドラマ「路」で触れられなかった事実——大谷昌弘(前台湾高速鐵路股份有限公司資深顧問)

2020年

- 8月22日(土) 第6回セミナー(オンライン)：台湾におけるコロナウィルスの現状と今後
- ・AIoTと医生物複合科学技術のR&Dから見た台湾の新型コロナウイルス感染症の防遏及び今後の展望 洪有錫(穗来彩クリニック)
 - ・現地在住者・取材者の目で見た台湾と新型コロナウイルス 片倉佳史(台湾在住作家、武蔵野大学客員教授)

- 2月15日(土) 第5回セミナー(共催)：日台関係のこれから(山形大学)
- ・台湾総統選挙とこれからの日台関係 中澤信幸(山形大学)
 - ・出羽乃白箭(デワノシラヤ)一日台医療ツーリズムの創生—洪有錫(穗来彩クリニック)

2019年

- 12月14日(土) 第4回セミナー：第七代台湾総督明石元二郎の生涯とその貢献(山形大学東京サテライト)
- ・第七代台湾総督明石元二郎の生涯とその貢献 清水克之(著述家)
- 11月14日(木) 国際シンポジウム(共催)：山形市と台南市の「都市」の魅力再発見——歴史と文化に注目して——(国立成功大学)
- ・都市山形と最上義光 山形の魅力再発見 松尾剛次(山形大学教授)
 - ・府城(台南市)へ行こう—植民地期台湾における地方知識人の娯楽日常について 陳文松(台湾国立成功大学副教授)
- 8月25日(日) シンポジウム(共催)：「昭和」を生きた台湾青年 王育徳——日本で育まれた台湾の民主化運動——(山形大学)
- ・王育徳の台湾語研究の意味 中澤信幸(山形大学教授)
 - ・王育徳と台湾民主化運動 王明理(台湾独立建国連盟日本本部委員長)
- 5月25日(土) 第3回セミナー：台湾の公学校の日本語(国語)教育(山形大学東京サテライト)
- ・台湾の公学校における日本語(国語)教育——国語教育という名の近代教育としての日本語教育——泉史生(日本語教師養成講座講師)

【会員紹介】

今号は、第4回セミナー（2019年12月14日）で、「第七代台湾総督明石元二郎の生涯とその貢献」の報告をされた著述家、清水克之氏です。著書に『世界の歴史を変えた日本人 明石元二郎の生涯 豪快痛快』（桜の花出版、二〇〇九年刊があります）。

清水克之

地方公務員と著述業の二足の草鞋生活。その狭間に論語などの四書五経を読む日々が続いている。たまには健康も大事と思い、時折昨年から習い始めた太極拳に励んでいる。

その太極拳の師（中国人女性）曰く、「いまの中国には伝統的な太極拳が残っていない。古の術を習得した老師たちは台湾に渡ったからだ」という。蒋介石が台湾に落ちのびた際、大陸から貴重な財宝を持ち込み、名料理人らを連れてきたことはよく知られている。だが、まさか太極拳の老師たちまでが台湾に渡っていたとは驚きである。台湾各地の公園で早朝、太極拳や各種健康体操に励む老人たちの姿をよく見かけるが、あの中に名老師の末裔たちがいるのだろう。次回、訪台の際は是非とも台湾老師の教えを受けたいと思った次第である。

これから取りかかりたい執筆の大仕事がある。20年以上前に私が台湾各地で取材した高砂元日本兵たちの証言が手元に残ったままになっている。これをドキュメンタリーか小説風にまとめて世に出したいと思っている。取材時、はるばるこんな山奥に日本人が来たと歓迎され、酒を交わしながら従軍した際の体験談を惜しみなく述べてくれた。いくらかの記憶違いはあるだろうが、その内容は日本人の私が聞いても感動そのものであった。

昨年、最後の元高砂義勇隊員が鬼籍に入り、取材した20人の老兵すべてがこの世を去った。彼らの思いや体験を書にして後生に伝えることが一番の供養と思うのだが、果たして自分の才で十分伝えることができるかどうか。まったく「書は言を尽くさず、言は意を尽くさず」の心境である。今後、さらなる資料の発掘や関係者への追加取材も必要となるに違いない。是非とも会報誌の読者諸氏の皆様から資料や関係者等をご紹介いただきたいと思う次第です。

【会員近況】

三品隆昭

香道大支流家元。松尾剛次先生のご指導で、修士号（文学）を頂きました。そのご縁で、所員になり、8年先までの会費を納入しました。おかげさまで、2019年には、台南市の台日友好交流協会と、国立成功大学で、お香席を持たせていただきました。

王明理

コロナ感染防止対策を徹底している台湾に入国できないまま一年が過ぎてしまいました。その間も、台湾では普通に国民が活動できていることが、とても眩しく思えます。

2018年にオープンした台南市の「王育徳紀念館」に関する企画運営も次々に計画実行されていて、新たに紀念館の紹介ビデオ（台湾語・日本語・英語）やパンフレット（中文・日文・英文）が作られました。

さらに、2020年12月には相次いで二冊の本が刊行されました。一つはカタログ『王育徳紀念館典蔵文物図録』で、紀念館に収められている文物の写真と説明が記載されています。もう一つは父の生涯を描いた児童書『本町草花街的臺語博士 王育徳的故事』で、ページ毎にとっても素敵な挿絵がついています。

父が生きていた時は台湾はまだ戒嚴令下にあり、日本で暮らしていた父のことはあまり知られていませんでした。今このように故郷の人たちに、「一生を台湾の夜明けの為に捧げた人」として大切にされていることは夢のようで、本当に有難く光栄に思います。

【事務連絡】会費納入のお願い

一般社団法人日台政策研究所では、活動のための財源として、所員の皆様から年会費を頂戴いたしております。年会費はお一人様10,000円（一般会員）、20,000円（理事）となっております。よろしくお願い申し上げます。

本研究所の情報はfacebook「一般社団法人日台政策研究所」<https://www.facebook.com/IJTP2018/>で発信しています。更新したらメールにてお知らせします。

【編集後記】

一般社団法人日台政策研究所の会報第2号をお届けします。年2回発行の予定です。本号は本研究所報はじめての研究論文の投稿が高橋孝治氏よりあり、査読を経て本号に掲載する運びとなりました。今後も会員のみなさまによるさまざまな分野からの活発な投稿をお願いします。本誌投稿に関し、ご質問等ございましたら、事務局までご相談ください。

コロナ禍の状況が続く中、本研究所ではオンラインを利用したセミナーを展開しています。セミナーについてもテーマや報告者のご推薦があればお願いいたします。今後とも会員の皆様の積極的なご協力をお願い申し上げます。（編集委員長 是澤範三）